

原発再稼働中止を求める意見書（案）

福島原発事故はいまだ収束せず、原発再稼働反対の思いは国民の中に広がっています。2013年から約2年間、原発は1基も稼働していませんでしたが、電力は十分足りていました。

2015年、川内原発1・2号機が再稼働されましたが、すぐに、住民から運転差し止めを求める提訴がなされました。この仮処分申し立ては、却下となりましたが、2016年に高浜原発3・4号機が再稼働した際、住民からまたも運転差し止めの仮処分申し立てが行われ、大津地裁はそれを認める決定を出しました。大津地裁決定は、福島原発事故がもたらした甚大な被害を重視し、福島事故の原因究明が不十分なのに、その点に意を払わないのは、「新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚える」と指摘しています。また、たとえ経済的優位性があったとしても、事故の甚大な被害と「引き換え」にすべきではないとも指摘しています。この判決を受けて、高浜原発の運転は停止されました。

その後、伊方原発3号機が再稼働しましたが、四国では反対を求める意見書が次々と上がっています。熊本地震が起きた際も、原発への不安の声が上がりました。柏崎刈羽原発に対しても、再稼働反対の声が新しい知事を誕生させました。原発再稼働について、反対の国民世論は衰えることはありません。各種世論調査でも過半数の国民が再稼働反対と答えています。

稼働していた川内原発1号機が10月定期検診のため運転停止となり、現在稼働中の原発は川内原発2号機と伊方原発3号機のみです。この夏も電力は、不足することなく、原発再稼働を必要とはしていません。

政府に対し、国民の声を真摯に受け止め、原発再稼働を中止するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 11月 日
摂津市議会

（日本共産党提出）